棄物最終処分場一体緑地造成事業及び地球温暖化対策緑地建設事業に要する経費があること。

二十二　過疎地域自立促進特別措置法第二条又は第三十三条に規定する過疎地域に準ずる地域であるため特別の財政需要があること。

基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三（平成十三年度以前から実施されている大気汚染対策緑地造成事業にあつては〇・五）を乗じて得た額とする。

国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十五年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において「四十五年間人口減少率」という。）が〇・一五一以上又は国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成二年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において「二十五年間人口減少率」という。）が〇・一九〇以上であり、かつ、平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を三で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）が〇・五〇以下である市町村（過疎地域自立促進特別措置法第二条又は第三十三条に規定する過疎地域である市町村を除く。以下「準過疎団体」という。）について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる額とする。

区分		額
四十五年間人口減少率が〇・二七〇以上の市町村	市	五五、〇〇〇、〇〇〇円
	町村	二九、〇〇〇、〇〇〇円
高齢者比率（国勢調査の結果による平成二十七年の人口のうち六十五才以上の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この号において同じ。）が〇・三一七以上又は若年者比率（国勢調査の結果による平成二十七年の人口のうち十五才以上三十才未満の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この号において同じ。）が〇・一二三以下		

棄物最終処分場一体緑地造成事業及び地球温暖化対策緑地建設事業に要する経費があること。

二十二　過疎地域自立促進特別措置法第二条又は第三十三条に規定する過疎地域に準ずる地域であるため特別の財政需要があること。

基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三（平成十三年度以前から実施されている大気汚染対策緑地造成事業にあつては〇・五）を乗じて得た額とする。

国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十五年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において「四十五年間人口減少率」という。）が〇・一五一以上又は国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成二年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において「二十五年間人口減少率」という。）が〇・一九〇以上であり、かつ、平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を三で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）が〇・五〇以下である市町村（過疎地域自立促進特別措置法第二条又は第三十三条に規定する過疎地域である市町村を除く。以下「準過疎団体」という。）について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる額とする。

区分		額
四十五年間人口減少率が〇・二七〇以上の市町村	市	五五、〇〇〇、〇〇〇円
	町村	二九、〇〇〇、〇〇〇円
高齢者比率（国勢調査の結果による平成二十七年の人口のうち六十五才以上の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この号において同じ。）が〇・三一七以上又は若年者比率（国勢調査の結果による平成二十七年の人口のうち十五才以上三十才未満の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この号において同じ。）が〇・一二三以下		